

北陸信越運輸局報

第 307 号

平成 23 年 6 月 13 日（月曜日）
（毎月 3 回 1・11・21 日発行）

発 行 北 陸 信 越 運 輸 局

〒950-8537 新潟市中央区万代 2 丁目 2 番 1 号
電 話（025）244-6111
F A X（025）249-1805
<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

目 次

公 示	△道路運送車両の保安基準の緩和認定要領(平成 14 年 7 月 1 日付け達第 5 号)の一部を改正する達・・・・・・・・・・ 1 ページ～5 ページ
	△一般乗用旅客自動車運送事業（1 人 1 車制個人タクシー）の譲渡譲受 認可申請の知識試験・・・・・・・・・・ 5 ページ～6 ページ
許認可	△指定自動車整備事業者の指定・・・・・・・・・・ 6 ページ

○ 公 示

達第 6 号

道路運送車両の保安基準の緩和認定要領(平成 14 年 7 月 1 日付け達第 5 号)の一部を改正する達を次のように定める。

平成 23 年 6 月 2 日

北陸信越運輸局長 伊藤 松博

道路運送車両の保安基準の緩和認定要領の一部を改正する達

第 2 第 17 号の次に次の 1 号を加える。

(18)「災害応急対策」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行う対策をいう。

「第 3 第 21 号」を「第 3 第 22 号」に改め、第 3 第 20 号の次に次の 1 号を加える。

(21) 災害応急対策及び災害復旧の用に供する自動車

第 7 第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 運輸局長は、第 17 の規定に基づき第 3 第 21 号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、運行は被災地における活動を目的とする場合に限るなどの必要な制限及び期限を付すものとする。

第 8 第 1 項中「運輸局長は、第 6、第 11、第 12 又は第 16」を「運輸局長は、第 6、第 11、第

12、第16又は第17」に改める。

第15第1項中「運輸局長は、道路運送車両法第34条第1項の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車」の次に「(以下「臨時運行許可自動車」という。)」を加える。

「第17、第18、第19」を「第18、第19、第20」にそれぞれに改め、第16の次に次を加える。

第17 災害応急対策及び災害復旧の用に供する自動車の特例

- 1 運輸局長は、第3第21号に規定する自動車にあっては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を、申請書及び次の各項に掲げる添付資料により審査する。
- 2 前項の申請をしようとするものであって災害応急対策の用に供する自動車は、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付すること。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に次の第4号及び第6号を添付すればよい。
 - (1) 主要諸元表
 - (2) 車両外観図又は外観写真
 - (3) 当該車両に講じられた安全及び環境対策を示す書面
 - (4) 遵守事項の誓約書
 - (5) 申請する自動車が特定できる書面（臨時運行許可自動車に限る。）
 - (6) その他地方運輸局長が必要と認めた書面
- 3 前1項の申請をしようとするものであって災害復旧の用に供する自動車は、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付すること。この場合において、別表第1に掲げる項目以外の緩和項目を申請する場合は次に掲げる資料を添付すること。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に次の第5号及び第8号を添付すればよい。
 - (1) 主要諸元表
 - (2) 車両外観図又は外観写真
 - (3) 計算書及び緩和部分詳細図等
 - (4) 保安基準等適合検討結果確認証明書
 - (5) 遵守事項の誓約書
 - (6) 主要運行経路図
 - (7) 申請する自動車が特定できる書面（臨時運行許可自動車に限る。）
 - (8) その他地方運輸局長が必要と認めた書面

第20第3項第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 第3第21号に規定する自動車で、第8第1項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に災害応急対策又は災害復旧活動のための運行が終了した場合

「第1号様式（第5関係）」の備考「5 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。」の次に「なお、第3第21号に規定する自動車にあっては、「災害応急対策及び災害復旧の内容」について記載する。」を加える。

附 則

(適用時期)

この改正は、平成23年6月2日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

「道路運送車両の保安基準の緩和認定要領」の一部改正

平成14年 7月 1日 達 第 5号
一部改正 平成14年 9月11日 達 第42号
一部改正 平成15年 6月 4日 達 第 3号
一部改正 平成15年10月 1日 達 第 4号
一部改正 平成16年 4月16日 達 第 2号
一部改正 平成16年11月15日 達 第 7号
一部改正 平成18年 9月28日 達 第12号
一部改正 平成19年 1月30日 達 第15号
一部改正 平成19年 4月 2日 達 第 2号
一部改正 平成19年 5月31日 達 第 6号
一部改正 平成20年 2月 4日 達 第19号
一部改正 平成21年 3月 9日 達 第14号
一部改正 平成22年10月28日 達 第 6号
一部改正 平成23年 5月11日 達 第 5号
一部改正 平成23年 6月 2日 達 第 6号

新 旧 対 照 表

新	旧
道路運送車両の保安基準の緩和認定要領	道路運送車両の保安基準の緩和認定要領
目次	目次
第1～第16 (略)	第1～第16 (略)
第17 災害応急対策及び災害復旧の用に供する自動車の特例	第17 基準緩和認定書の再交付
第18 基準緩和認定書の再交付	第18 検査等
第19 検査等	第19 行政処分等
第20 行政処分等	
第1 (略)	第1 (略)
第2 用 語	第2 用 語
(1)～(17) (略)	(1)～(17) (略)
(18) 「災害応急対策」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行う対策をいう。	
第3 基準の緩和認定を申請することができる自動車	第3 基準の緩和認定を申請することができる自動車
基準の緩和認定の申請は、次の各号のいずれかに該当する自動車について、使用者を	基準の緩和認定の申請は、次の各号のいずれかに該当する自動車について、使用者を
特定して行うことができる。 (1)～(20) (略)	特定して行うことができる。 (1)～(20) (略)
(21) 災害応急対策及び災害復旧の用に供する自動車	(21) 前各号に掲げるほか、構造又は使用の様態が特殊であることにより、基準の適用を除外せざるを得ないと認められる事由があると判断される自動車
(22) 前各号に掲げるほか、構造又は使用の様態が特殊であることにより、基準の適用を除外せざるを得ないと認められる事由があると判断される自動車	
注 第1号は、国際海上コンテナを輸送する被けん引自動車は含まない。	注 第1号は、国際海上コンテナを輸送する被けん引自動車は含まない。
第4～第6 (略)	第4～第6 (略)
第7 条件、制限及び期限の付与	第7 条件、制限及び期限の付与
1～5 (略)	1～5 (略)
6 運輸局長は、第17の規定に基づき第3第21号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、運行は被災地における活動を目的とする場合に限るなどの必要な制限及び期限を付すものとする。	
第8 基準の緩和認定等	第8 基準の緩和認定等
1 運輸局長は、第6、第11、第12、第16又は第17の規定に基づいて審査した結果、基準の緩和認定を行うことが適当であると判断した場合は、第7に基づく条件、制限及び期限を付したうえで、基準緩和の認定を行い、第3号様式による基準緩和認定書を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長等を経由して、申請者に交付する。	1 運輸局長は、第6、第11、第12又は第16の規定に基づいて審査した結果、基準の緩和認定を行うことが適当であると判断した場合は、第7に基づく条件、制限及び期限を付したうえで、基準緩和の認定を行い、第3号様式による基準緩和認定書を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長等を経由して、申請者に交付する。
2～4 (略)	2～4 (略)
第9～第14 (略)	第9～第14 (略)
第15 臨時運行の許可を受けて運行する自動車の特例	第15 臨時運行の許可を受けて運行する自動車の特例
1 運輸局長は、道路運送車両法第34条第1項の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車（以下「臨時運行許可自動車」という。）であって、基準緩和の必要のあるものについて、工場と工場、保管施設若しくは試験場との間又はこれらの相互間を運行する場合に限り、第3の規定にかかわらず、自動車製作者等を使用者として基準緩和の認定を行うことができる。	1 運輸局長は、道路運送車両法第34条第1項の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車であって、基準緩和の必要のあるものについて、工場と工場、保管施設若しくは試験場との間又はこれらの相互間を運行する場合に限り、第3の規定にかかわらず、自動車製作者等を使用者として基準緩和の認定を行うことができる。
2～3 (略)	2～3 (略)
第16 (略)	第16 (略)
第17 災害応急対策及び災害復旧の用に供する自動車の特例	

1. 運輸局長は、第3第21号に規定する自動車にあっては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を、申請書及び次の各項に掲げる添付資料により審査する。 2. 前項の申請をしようとするものであって災害応急対策の用に供する自動車は、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付すること。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に次の第4号及び第6号を添付すればよい。 (1) 主要諸元表 (2) 車両外観図又は外観写真 (3) 当該車両に講じられた安全及び環境対策を示す書面 (4) 遵守事項の誓約書 (5) 申請する自動車が特定できる書面（臨時運行許可自動車に限る。） (6) その他地方運輸局長が必要と認めた書面 3. 前1項の申請をしようとするものであって災害復旧の用に供する自動車は、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付すること。この場合において、別表第1に掲げる項目以外の緩和項目を申請する場合は次に掲げる資料を添付すること。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に次の第5号及び第8号を添付すればよい。 (1) 主要諸元表 (2) 車両外観図又は外観写真 (3) 計算書及び緩和部分詳細図等 (4) 保安基準等適合検討結果確認証明書 (5) 遵守事項の誓約書 (6) 主要運行経路図 (7) 申請する自動車が特定できる書面（臨時運行許可自動車に限る。） (8) その他地方運輸局長が必要と認めた書面 第18 基準緩和認定書の再交付 1～2 （略） 第19 検査等 1～2 （略） 第20 行政処分等 1～2 （略） 3 基準の緩和認定を受けた自動車が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に係る基準の緩和認定は失効する。 ?～?(略) ? ⑦. 第3第21号に規定する自動車で、第8第1項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に災害応急対策又は災害復旧活動のための運行が終了した場合 4 （略） 附 則 (適用時期) この改正は、平成23年6月2日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。	第17 基準緩和認定書の再交付 1～2 （略） 第18 検査等 1～2 （略） 第19 行政処分等 1～2 （略） 3 基準の緩和認定を受けた自動車が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に係る基準の緩和認定は失効する。 ～?(略) 4 （略）
---	---

「道路運送車両の保安基準の緩和認定要領」の様式等
新 旧 対 照 表

新	旧
第1号様式（第5関係） 基準緩和認定申請書 年 月 日 北陸信越運輸局長 殿 申請者の氏名又は名称 印 住 所 下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。 記 - 車名及び型式 - 種別及び用途 - 車体の形状 - 自動車登録番号及び車台番号 - 使用の本拠の位置 - 構造又は使用の態様の特殊性 - 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容 - 認定を必要とする理由 - 省略する添付資料 （日本工業規格A列4番） 備考 - 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。 - 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。 - 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。 - 車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。 - 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。なお、第3第21号に規定する自動車にあっては、「災害応急対策及び災害復旧の内容」について記載する。 - 一括緩和申請の場合は、標題に「（一括）」と付記するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を併記する。 - 一括緩和申請の場合は、「使用の本拠の位置」の記載を省略する。 - 省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。 第2号様式（第5関係）～ 第11号様式（第16関係） （略） 参考1（別表第1関係）～ 参考6（別表第1関係） （略）	第1号様式（第5関係） 基準緩和認定申請書 年 月 日 北陸信越運輸局長 殿 申請者の氏名又は名称 印 住 所 下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。 記 - 車名及び型式 - 種別及び用途 - 車体の形状 - 自動車登録番号及び車台番号 - 使用の本拠の位置 - 構造又は使用の態様の特殊性 - 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容 - 認定を必要とする理由 - 省略する添付資料 （日本工業規格A列4番） 備考 - 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。 - 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。 - 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。 - 車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。 - 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。 - 一括緩和申請の場合は、標題に「（一括）」と付記するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を併記する。 - 一括緩和申請の場合は、「使用の本拠の位置」の記載を省略する。 - 省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。 第2号様式（第5関係）～ 第11号様式（第16関係） （略） 参考1（別表第1関係）～ 参考6（別表第1関係） （略）

公示第16号

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の
譲渡譲受認可申請の知識試験について

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の譲渡譲受認可申請の知識試験について、下記のとおり実施することとしたので公示する。

平成23年6月10日

北陸信越運輸局長 伊 藤 松 博

記

- 試 験 日 平成23年7月11日（月）
- 時 間 受付 13時00分～13時20分
試験（法令）13時30分～14時20分
（地理）14時30分～15時30分
- 試験場所

申請営業区域	試 験 会 場
新潟交通圏	新潟運輸支局 会議室
松本交通圏	長野運輸支局 会議室
金沢交通圏	石川運輸支局 会議室

4. 受験資格者 平成23年5月2日から平成23年5月31日までの間に、一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の譲渡譲受認可申請をした者。

○ 許 認 可 等

■指定自動車整備事業者の指定（自動車技術安全部）

指定番号	北信指第20184号
指定年月日	平成23年6月6日
事業者名	松本日産自動車株式会社
事業場名	松本日産自動車株式会社茅野店
事業場所在地	長野県茅野市塚原2丁目13番12号
対象とする自動車	普通自動車（中型）普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、大型特殊自動車、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	—
指定の件	—

以 上